

新座市告示第 192 号

昭和44年1月10日付け第29号で行った建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更したので、新座市建築基準法施行細則（平成16年新座市規則第10号）第12条第3項の規定により告示する。

令和8年5月22日

新座市長 並 木



1 指定年月日及び番号

令和8年5月22日 第29号

2 指定の変更に係る土地の地名地番

道路とする土地 新座市野寺五丁目374番11の一部

道路を変更（廃止）する土地 新座市野寺五丁目374番10の一部

3 変更後の道路の幅員及び延長

幅員 4.00メートル

延長 32.00メートル